

危機管理マニュアル

【震災編のみ抜粋】

本資料は、学校保健法第29条に基づき、板橋第十小学校で策定している「危機管理マニュアル」のうち、震災編のみ抜粋したものととなります。

板橋区立学校では、子どもたちが在校時において、震度5弱以上の地震が発生した際には、原則として保護者に引き渡すことになっています。本資料の公開にあたっては、学校と地域、保護者の皆様が震災発生時の対応について共有することで、子どもたちの安心・安全確保につなげていくことを目的としています。

＜地震・火災等、災害発生時の対応＞

地震発生

ア 教室：机の下に身を入れ、頭を防護する。
机の脚を持つ。机の脚の対角線2本をしっかり持つようにする。

イ 廊下：身を低く頭を守り、安全を確保する。
または、大人のいる近い教室に入り、机の下に身を寄せる。

ウ 体育館：中央付近に移動する。（蛍光灯などの下は避ける）身を低くして頭を守り、安全を確保する。

エ 階段：踊り場などに移動する。身を低くして頭を守り、安全を確保する。

オ 校庭：中央付近に移動する。身を低くして頭を守り、安全を確保する。

カ トイレ：ドアを開き、その場で揺れが収まるのを待つ。

震度4以下

火災・人的被害なし

- 安全を確認する。
- 学年主任に報告→本部報告
- 通常の生活に戻る。

火災発生 ※本部設置【管理職】
※119番通報【管理職または事務】
※初期消火【主事】

【一次避難】※放送や教職員の指示に従う。

- ア 避難経路を確認し、校庭正門側へ避難する。
（引き渡し名簿は必ず持参する）
- イ 「お（おさない）・か（かけない）・し（しゃべらない）・も（もどらない）」を確認して避難する。
- ウ 避難は落下物から身を守るために**防災頭巾・ヘルメット**を使用する。ハンカチ等で口を覆う。
- エ 担任は避難した児童の人数を数え、**避難人数を確認して、本部に報告する。**

- 負傷者発見時、確認者1名を負傷者対応にあてる。
⇒校庭本部へ負傷者有の報告
 - 不明者がいる場合は、主事・事務で検索する。
 - 校内確認者
1階 主事 2階 事務 3階 主事

【二次避難】※放送や教職員の指示に従う。

- ア 状況に応じて**大谷口公園**に避難する。
大通りを横断する必要があるため、交通安全に十分留意する。
（大谷口公園が使用できない場合の避難場所は、日大病院グラウンドとする。）

震度5弱以上の地震発生

- ア 原則として保護者による引き取りとする。
- イ 都・区単位での指示が出た場合は、それらの指示を優先とする。

【児童引き渡しの場合】

- ア 管理職が**緊急メール**を配信する。
- イ 引き渡しは、教室またはそれに代わる場所（校庭、体育館他）で行う。
- ①引き取り者が担任に、児童との関係を伝える。
 - ②担任は、引き渡し票に記載されている引き取り者であることを確認して、児童を引き渡す。
 - ③引き取りに時間のかかる児童については一カ所に掌握し、引き取り者の迎えが来るまで、児童の健康・安全に努める。
 - ④児童の引き取りが完了したら、管理職が教育委員会に連絡する。
- ただし、引き取りが夜遅くなるような状況の場合は、教職員の残留体制を整える。
- ウ 校舎内外の被害状況確認点検を行い、管理職が教育委員会に連絡する。
- エ 避難所を設置する場合、地域と連携を図る。
- ※ 担任は年度初めに児童引き渡し名簿と引き渡し票を作成する。（保護者に記載してもらう。）

【学校外で活動している場合の地震発生】

ア 徒歩圏内の場合（公園など）

- ①へいや高い建物が無い場所に移動する。身を低くして頭を守り、安全を確保する。
- ②震度 5 弱以上の場合は、活動を中止し、道路の安全状況を確認しながら、学校へ戻る。
待機が必要な場合は、管理職と連絡し、判断を仰ぐ。施設担当者の指示に従う。

イ 徒歩圏内の場合（施設内など）

- ①各施設の担当者の指示に従い、身を低く頭を守り、安全を確保する。
- ②震度 5 弱以上の場合は、活動を中止し、道路の安全状況を確認しながら、学校へ戻る。
待機が必要な場合は、管理職と連絡し、判断を仰ぐ。施設担当者の指示に従う。

ウ 宿泊を伴わない校外学習の場合（徒歩圏外の場合）

- ①各施設や各交通機関等の担当者の指示に従い、身を低く頭を守り、安全を確保する。
- ②震度 5 弱以上の場合は、活動を中止し、交通機関の状況を確認しながら、学校へ戻る。
待機が必要な場合は、管理職と連絡し、判断を仰ぐ。施設担当者の指示に従う。

エ 宿泊を伴う校外学習の場合

- ①・各施設の担当者の指示に従い、身を低く頭を守り、安全を確保する。
・道路交通状況を確認し、安全な場所へ避難する。
- ②震度 5 弱以上の場合は、活動を中止する。
 - ・宿泊施設内の場合
身を低く頭を守り、安全を確保する。
施設担当者の指示に従い、安全な場所へ避難する。
 - ・宿泊施設外の場合
身を低く頭を守り、安全を確保する。
施設担当者の指示に従い、安全な場所へ避難する。
状況に応じて宿泊施設に戻る、バス内で待機するなどをした上で、安全な場所へ児童を誘導する。